平成２７年（フ）第１９８号
福岡県久留米市城島町江上本1320番地１
債務者　田中　　繁
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０１号
北海道小樽市清水町14番15号　グリーンヴァレー202号、前住所札幌市手稲区曙９条２丁目２番43号　はまなす荘101号
債務者　林　　敏之
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１４４号
茨城県取手市戸頭４丁目８番５―304号
債務者　佐**藤**　哲士
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
長野県安曇野市豊科田沢6793番地
債務者　髙橋　勝子
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８６号
長野県安曇野市豊科田沢6793番地
債務者　髙橋　省三
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１９４号
長野県北安曇郡松川村7033番地43　村営住宅２東―202
債務者　ラマ　ラサン（ＬＡＭＡ　ＬＨＡＳＡ　ＮＧ）
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１０号
長野県松本市蟻ケ崎５丁目２番66号　小松ハイム10号
債務者　小永井　丈
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７３号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲103番地１
債務者　大石　眞緒
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４８４号
大阪府岸和田市岡山町482番地の１メゾン・ド・アリエス103号
債務者　山下美代子
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
大阪府岸和田市岡山町482番地の１メゾン・ド・アリエス103号
債務者　山下　潤子
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０６号
大阪府泉大津市助松団地２番55―403号、前住所大阪府堺市南区赤坂台３丁９番６―101号
債務者　切坂　　悟
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
大阪府和泉市王子町２丁目１番９―305号
債務者　村上　誠悟
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０８号
大阪府和泉市王子町２丁目１番９―305号
債務者　村上　積代
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１２号
大阪府泉佐野市上町１丁目１番30号第二泉佐野コーポ６Ａ
債務者　山野　祐弘
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
大阪府泉佐野市上町１丁目１番30号第二泉佐野コーポ６Ａ
債務者　山野　靖子
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
大阪府岸和田市田治米町410番地の１メゾン・ド・ポム102号
債務者　谷　　美紀
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２２号
大阪府岸和田市上町６番14―103号
債務者　森　　史華（旧姓岨）
１　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係